

第3章 防府市障害児福祉計画（第3期計画）

第1節 計画の基本理念

1 基本理念

障害児福祉においても、現行の「長期計画」に掲げる「障害理解を深め共に生きる社会の実現」、「地域生活の支援」、「社会参加の促進」の基本的な考え方に沿って、障害の種別、程度を問わず、障害のある子どもを健やかに育成することができるよう、障害児通所支援等の提供体制の整備を進めていくことが必要です。

また、障害児通所支援等の実施に当たっては、総合支援法の基本理念に則り、障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援していくことが求められています。

特に、障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援という課題に対応したサービス提供基盤を整えとともに、障害のある子どもの生活を地域全体で支える共生社会を実現するための基盤整備を進めることが重要です。

これらの課題に対応するため、次の基本理念により、計画の総合的な推進を図ります。

《基本理念》

障害のある人をはじめ市民すべてが住み慣れた地域で、共生し安心して、生きがいをもって暮らせる地域づくり

なお、この基本理念は、「長期計画」の基本理念と同じものになりますが、これは、「長期計画」が本市の障害者関連施策の基本的な方向を総合的・体系的に明らかにしたものであるのに対し、この「障害児計画」が3年と期間を限ることで、「長期計画」の理念を、障害児通所支援等の提供体制及び必要な量の確保という面から検証していくことを目的に策定しているためです。

2 計画推進の基本的方向

（1）障害児通所支援等の充実

障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備するとともに、障害のある子どもの適性等に応じたサービスの利用を促進します。

（2）早期療育による健やかな育成

乳幼児期における障害の早期の気づき・早期療育に取り組み、障害のある子どもの能力を最大限に伸ばしていくための支援を行うことで、障害のある子どもの健やかな育成を図ります。

（3）障害児支援体制の充実

障害のある子どものライフステージに応じて、地域の保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、子どもの年齢による切れ目の無い一貫した支援を目指します。

（4）医療的ケア児の支援

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある子どもが保健・医療・障害福祉・保育・教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

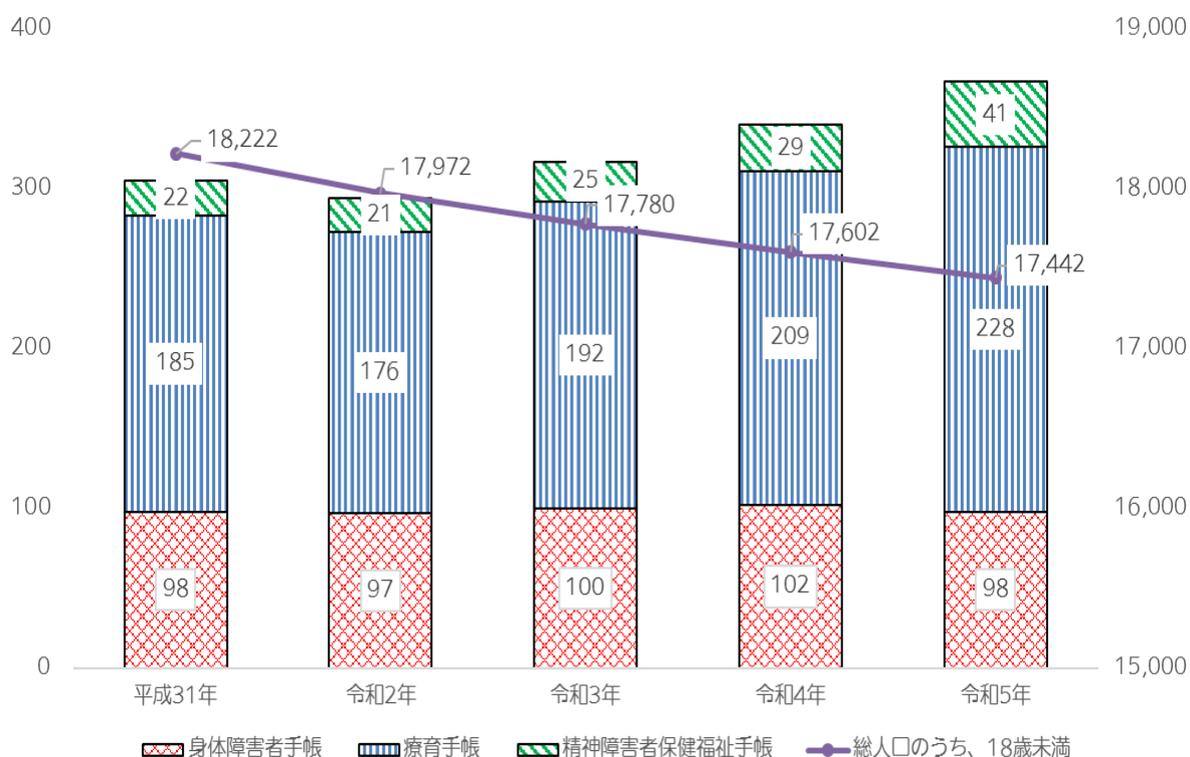
第2節 障害のある子どもを取り巻く現状

1 障害のある子どもの現状

(1) 障害者手帳所持児童数の推移

本市の18歳未満の人口が減少傾向にある中、18歳未満の障害者手帳の所持者については、増加傾向にあります。令和5年(2023年)では、身体障害者手帳98人、療育手帳（知的障害）228人、精神障害者保健福祉手帳41人、重複を除く合計は343人となり、18歳未満の人口に占める割合は約2%になります。

■ 障害者手帳所持者数と総人口（各年4月1日現在 単位：人）



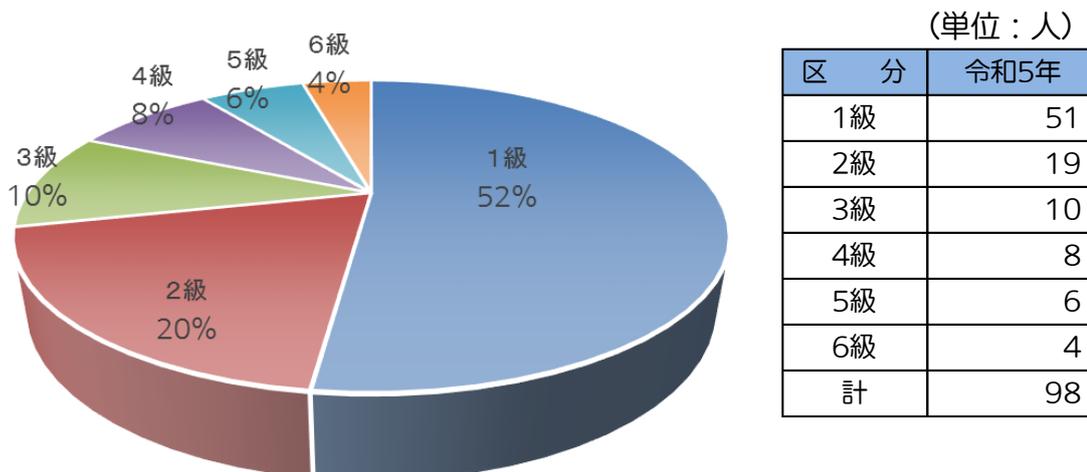
| 区 分 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害者手帳 | 98 | 97 | 100 | 102 | 98 |
| 療育手帳 | 185 | 176 | 192 | 209 | 228 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 22 | 21 | 25 | 29 | 41 |
| 合 計 | 305 | 294 | 317 | 340 | 367 |
| 合 計（重複を除く） | 282 | 276 | 296 | 315 | 343 |
| 総人口のうち、18歳未満 | 18,222 | 17,972 | 17,780 | 17,602 | 17,442 |

(2) 身体障害者手帳所持児童の状況

① 障害程度別の状況

身体障害者手帳所持児童の障害程度別の割合を令和5年(2023年)で見ると、「1級」が52%と最も高く、「2級」と合わせた重度障害の人が全体の72%を占めています。

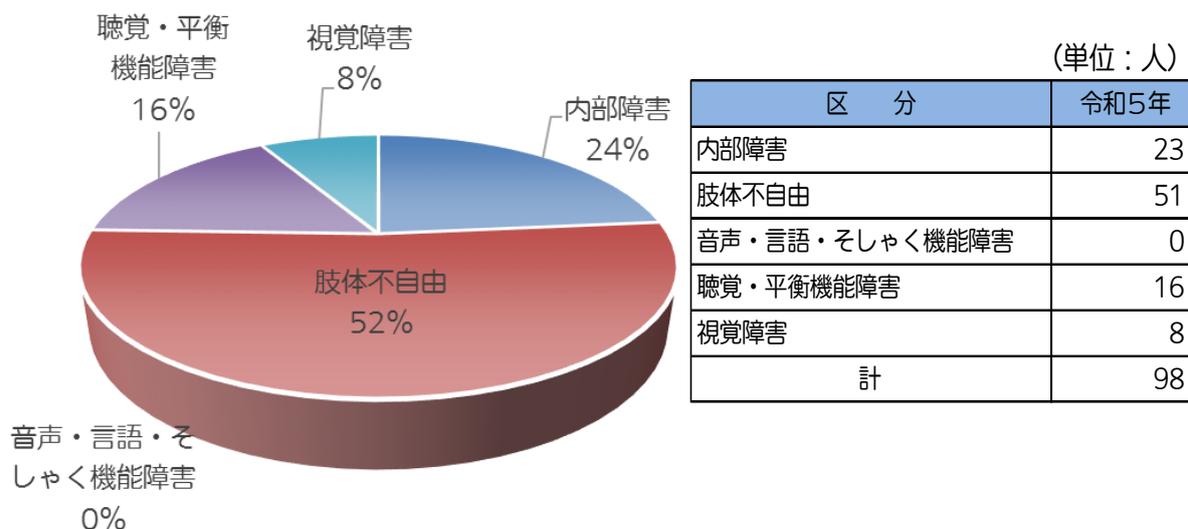
■ 身体障害者手帳所持児童の障害程度の状況（令和5年4月1日現在）



② 障害種類別の状況

身体障害者手帳所持児童の障害種類別の割合を令和5年で見ると、「肢体不自由」が52%と最も高く、次いで「内部障害」の24%となっています。

■ 身体障害者手帳所持児童の障害種類別の構成（令和5年4月1日現在）

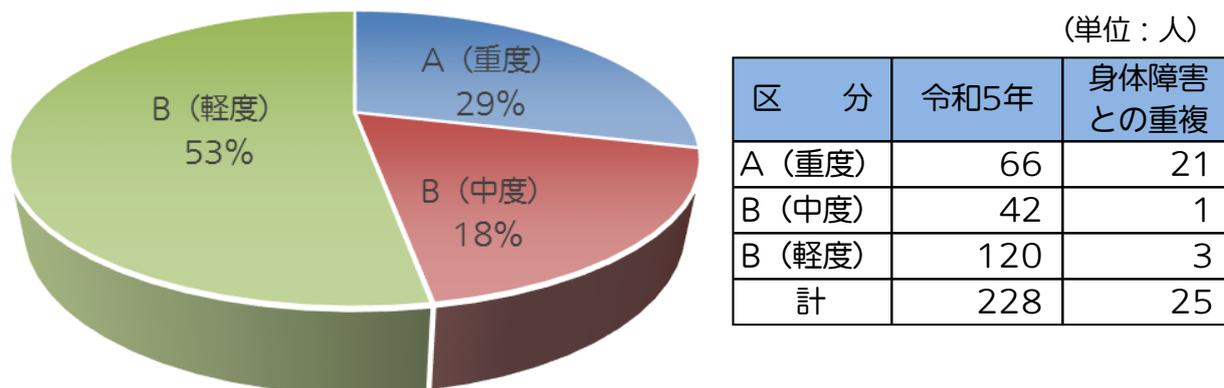


（3）療育手帳所持児童（知的障害児童）の状況

① 障害程度別の状況

療育手帳所持児童の障害程度別の割合を令和5年(2023年)で見ると、「B(軽度)」が53%と最も高く、身体障害者手帳との重複が多いのは「A(重度)」となっています。

■ 療育手帳所持児童の障害程度の状況（令和5年4月1日現在）

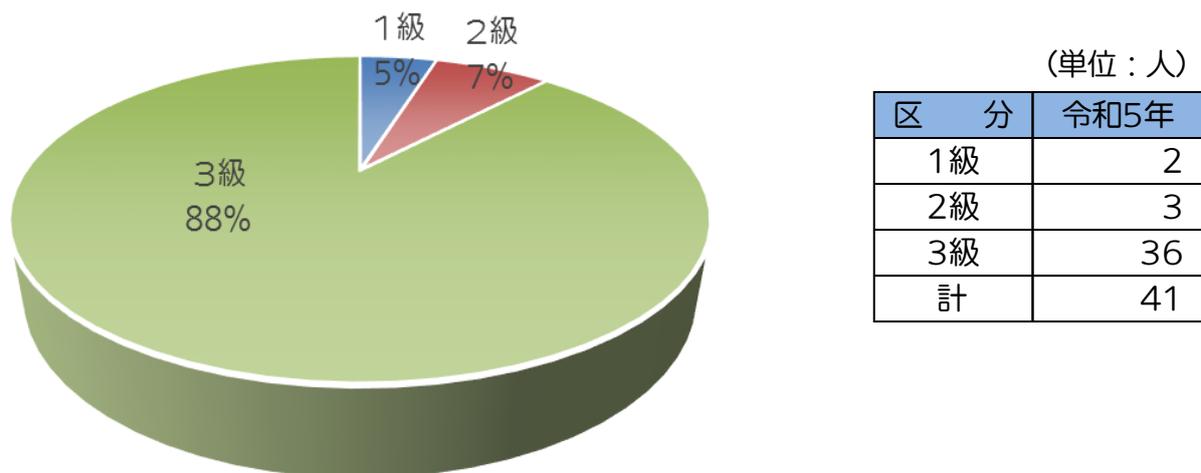


（4）精神障害者保健福祉手帳所持児童の状況

① 障害程度別の状況

精神障害者保健福祉手帳所持児童の障害程度別の割合を令和5年で見ると、「3級」が88%となっており大部分を占めています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持児童の障害程度の状況（令和5年4月1日現在）



（5）発達障害児の状況

発達障害児数については、専用の手帳がないため、その正確な人数の把握は困難であり、相談件数により状況を把握しています。本市の委託相談支援事業所の令和4年度(2022年度)の18歳未満の相談件数は248件となっています。

（6）高次脳機能障害児の状況

高次脳機能障害児数については、専用の手帳がないため、その正確な人数の把握は困難であり、相談件数により状況を把握しています。本市の委託相談支援事業所の令和4年度の18歳未満の相談はありませんでした。

（7）難病患者の状況

難病患者数を把握することは難しく、医療費助成の対象となる「指定難病」による特定疾患医療受給者証所持者数により状況を把握しています。令和5年(2023年)の18歳未満の特定医療費（指定難病）医療受給者数は3人となっています。

（8）小児慢性特定疾病患者の状況

「小児慢性特定疾病」にかかっている児童については、「指定難病」と同様に医療費助成の対象となります。令和5年の18歳未満の小児慢性特定疾病患者数は99人となっています。

2 施設の状況

令和5年(2023年)10月1日現在の防府市内の施設等の状況です。

障害児通所支援

| サービス種類 | 事業所名称 | 住所 | 定員 |
|--------|---------------------|---------------|----|
| 児童発達支援 | 子ども発達支援てだのふあ | 大字田島527番地の2 | 10 |
| | 子どもと家庭の療育ステーションりぶらす | 西仁井令一丁目2番46号 | 10 |
| | 運動療育スクールjump | 鑄物師町9番3号 | 10 |
| | こども療育スポット キャンパス | 緑町一丁目7番23号 | 10 |
| | 防府市なかよし園 | 大字牟礼10084番地の1 | 20 |
| | みらくる 楽さん家 | 大字浜方699番地の60 | 10 |
| | 子ども発達サポートどんぐり | 東三田尻一丁目1番35号 | 10 |
| | 子ども発達支援てだのふあ2 | 大字田島526番地の2 | 10 |
| | KID ACADEMY+防府東校 | 岸津一丁目6番50号 | 10 |
| | | 計 | |

第3章 防府市障害児福祉計画（第3期計画）

| サービス種類 | 事業所名称 | 住所 | 定員 |
|------------|------------------------|---------------|-----|
| 放課後等デイサービス | 児童デイサービス つぐみ防府 | 千日二丁目5番12号 | 10 |
| | こども通所支援事業所はなのうら | 大字浜方205番地の1 | 10 |
| | 防府市なかよし園 | 大字牟礼10084番地の1 | 10 |
| | 児童デイサービス つぐみ右田 | 大字高井647番地の2 | 10 |
| | 子ども発達支援てだのふあ | 大字田島527番地の2 | 10 |
| | こどもデイサービスひまわり | 大字新田119番地の5 | 10 |
| | 児童デイサービス アンジュ | 大字牟礼351番地 | 10 |
| | 放課後等デイサービスあゆみの里 | 大字浜方169番地の1 | 10 |
| | 子どもと家庭の療育ステーションりぶらす | 西仁井令一丁目2番46号 | 10 |
| | 運動療育スクールjump | 鋳物師町9番3号 | 10 |
| | 子どもと家庭の療育ステーション放課後りぶらす | 東仁井令町24番1号 | 10 |
| | こども療育スポット キャンパス | 緑町一丁目7番23号 | 10 |
| | みらくる 楽さん家 | 大字浜方699番地の60 | 10 |
| | ミライエ 楽さん家 | 東松崎町4番16号 | 10 |
| | フィールド | 大字田島1224番地 | 10 |
| | こども発達支援事業所 ミラサーチ楽さん家 | 迫戸町2番46号 | 10 |
| | 子ども発達サポートどんぐり | 東三田尻一丁目1番35号 | 10 |
| | KID ACADEMY SPORTS 防府校 | 自力町4番17号 | 10 |
| | 子ども発達支援てだのふあ2 | 大字田島526番地の2 | 10 |
| | フィールドフォワード | 大字田島1314番地 | 10 |
| 杜のぼとふ | 大字切畑394番地 | 10 | |
| | 計 | | 210 |

| サービス種類 | 事業所名称 | 住所 | 定員 |
|----------|-----------|---------------|----|
| 保育所等訪問支援 | 防府市なかよし園 | 大字牟礼10084番地の1 | |
| | みらくる 楽さん家 | 大字浜方699番地の60 | |

障害児相談支援事業所

| サービス種類 | 事業所名称 | 住所 | 定員 |
|---------|-----------------------|-------------|----|
| 障害児相談支援 | クローバーセンター | 緑町一丁目11番5号 | |
| | 相談支援事業所 華の浦 | 大字浜方205番地の1 | |
| | 防府市社会福祉事業団ホームヘルパーセンター | 天神一丁目6番20号 | |
| | 防府市障害者生活支援センター | 鞠生町12番2号 | |
| | 障害者相談支援 ほのぼの相談室 | 東松崎町4番29号 | |
| | ケアプランセンターえびすや | 戎町一丁目7番8号 | |
| | キートス相談支援事業所 | 駅南町14番26号 | |

第3節 成果目標の設定

国の基本指針を受け、県の調整のもと、令和8年度(2026年度)までの目標数値等を設定しました。目標の達成が図られるよう、県ほか関係機関等との密接な連携のもと障害児通所支援等の充実を図ります。

国の基本指針により、計画推進に当たり成果目標を設定し、少なくとも1年に1回は成果目標等に関する実態を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは計画の変更等の措置を講じることとします。

また、中間評価の際には、協議会等の意見を聴いた上で、その結果について公表することとします。

1 障害児支援の提供体制の整備

①児童発達支援センター*の設置

国の基本指針では、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とされました。

本市では、平成29年(2017年)4月に1箇所設置しています。

②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の支援体制の構築

国の基本指針では、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とされました。本市でも引き続き取り組みます。

| 種類 | 障害のある子どもの受入れ人数（見込み） | | |
|--------------------|---------------------|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 保育所 | 147 | 147 | 147 |
| 認定こども園 | 34 | 35 | 36 |
| 留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ | 26 | 27 | 28 |

* 児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設

③主に重症心身障害児*¹を支援する児童発達支援事業所等を圏域内に確保

国の基本指針では、令和8年度(2026年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または、圏域に確保することを基本とされました。

本市では、令和5年(2023年)6月現在、主に重症心身障害児が通所する指定事業所はありませんが、山口・防府圏域においては確保されています。

④医療的ケア児*²支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針では、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とされました。

本市では、防府市保健福祉推進協議会において協議を行っております。また、令和5年6月現在、コーディネーターを4名配置しています。

| 事項 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の開催回数 | 1 | 1 | 1 |
| コーディネーターの配置人数 | 4 | 4 | 4 |

*¹ 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児という

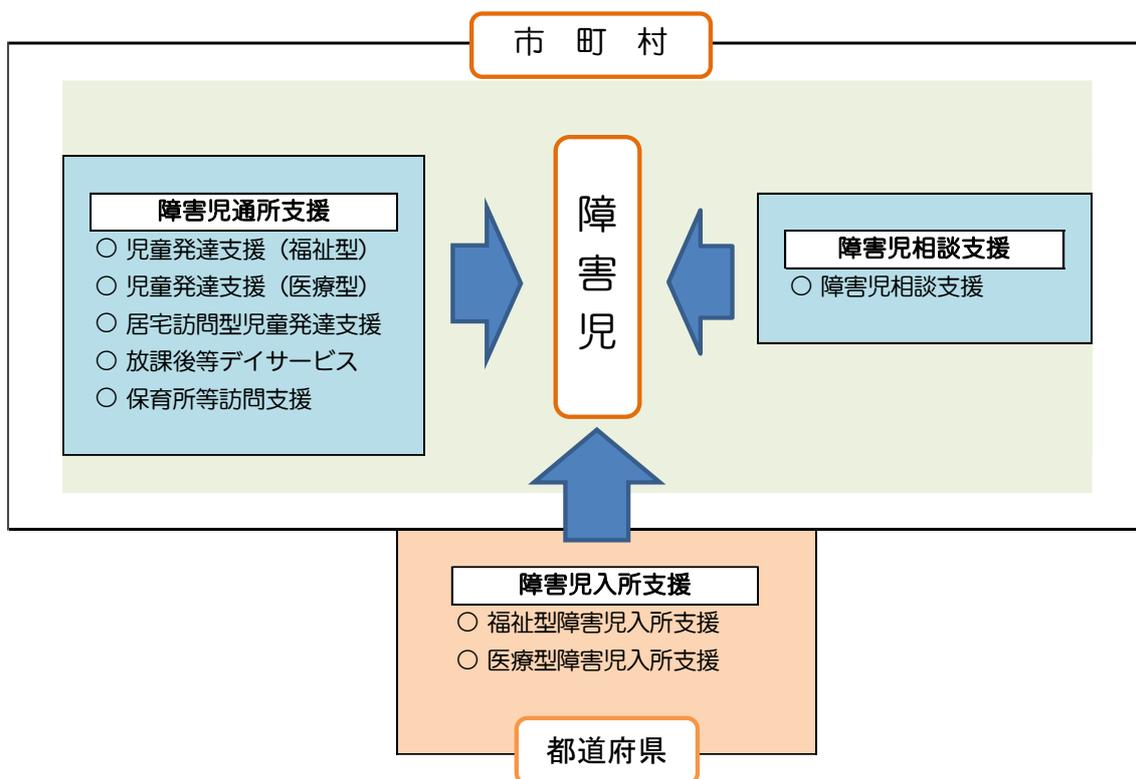
*² 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器における呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが必要である児童

第4節 障害児通所支援等の円滑な推進

1 児童福祉法に基づく給付・事業

児童福祉法に基づき、本市の状況に応じた障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援が適切に提供されるよう、下記のとおり事業等を実施していきます。

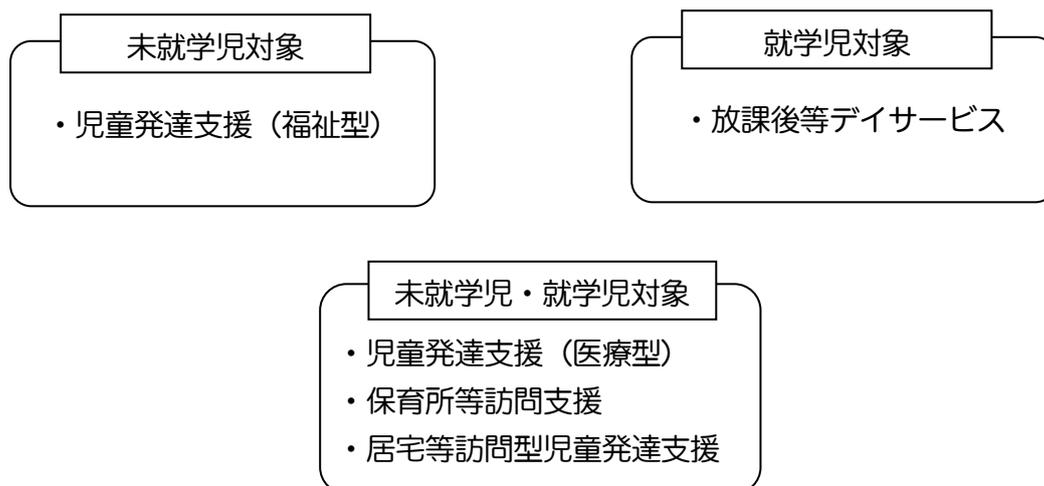
【児童福祉法に基づく障害児通所支援等の体系】



2 障害児通所支援等の量の見込

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援は、療育や訓練が必要な子どもに対して身近な地域で必要な支援をする制度です。未就学児を対象とした「児童発達支援」、就学児が学校の放課後や夏休み等の休業日に通う「放課後等デイサービス」、障害のある子どもが通う保育所等を訪問する「保育所等訪問支援」があります。



サービスの量については、令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)は実績を、令和5年度(2023年度)以降については、令和4年度までの実績を踏まえ、現在の利用児数を基礎として、利用児のニーズ、新たなサービス利用児の見込数などを勘案し、県との広域的な調整のもと推計しています。

見込量については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行っていきます。

※次ページ以降の「利用実績及び見込量」の「利用人数」は月平均利用人数。令和5年度以降は見込。

① 未就学児対象

◆ 児童発達支援（福祉型）

未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

サービス見込量は、増加を見込んでいますが、山口・防府圏域において事業所の新規参入が見込まれるため、概ね提供できると考えます。

（上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込 | 12,081 | 12,414 | 15,934 | 16,709 | 17,571 | 18,432 |
| 実績 | 13,367 | 15,158 | | | | |
| 見込 | 145 | 149 | 185 | 194 | 204 | 214 |
| 実績 | 155 | 176 | | | | |

市内9事業所、定員100人（令和5年10月現在）

② 就学児対象

◆ 放課後等デイサービス

就学中の障害のある子どもを対象に、学校の放課後や夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

サービス見込量は、増加を見込んでいますが、山口・防府圏域において事業所の新規参入が見込まれるため、概ね提供できると考えます。

（上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込 | 38,000 | 39,500 | 43,838 | 47,562 | 51,574 | 56,015 |
| 実績 | 36,211 | 40,400 | | | | |
| 見込 | 265 | 275 | 306 | 332 | 360 | 391 |
| 実績 | 260 | 282 | | | | |

市内21事業所、定員210人（令和5年10月現在）

③ 未就学児・就学児対象

◆ 児童発達支援（医療型）

肢体不自由（上肢、下肢または体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下で支援が必要であると認められた障害のある子どもを対象に児童発達支援及び治療を行います。

令和5年(2023年)10月現在、市内に事業所はありませんが、山口・防府圏域内に事業所があるため、サービス見込量を概ね提供できると考えます。

（上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込 | 84 | 84 | 104 | 104 | 104 | 104 |
| 実績 | 75 | 104 | | | | |
| 見込 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 1 | 1 | | | | |

市内事業所なし（令和5年10月現在）

◆ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある子ども等に対して、他の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な支援を行います。

サービス見込量は、増加を見込んでいますが、概ね提供できると考えます。

（上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込 | 108 | 132 | 108 | 132 | 156 | 180 |
| 実績 | 44 | 84 | | | | |
| 見込 | 9 | 11 | 9 | 11 | 13 | 15 |
| 実績 | 4 | 7 | | | | |

市内2事業所（令和5年10月現在）

◆ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害のある子ども等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

令和5年(2023年)10月現在、市内及び山口・防府圏域において事業所はないため、動向を注視して新規参入を促進します。

（上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込 | 106 | 106 | 86 | 86 | 86 | 86 |
| 実績 | 0 | 0 | | | | |
| 見込 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 0 | 0 | | | | |

市内事業所なし（令和5年10月現在）

（2）指定障害児相談支援

障害のある子どもの心身の状況、その置かれている環境、障害のある子ども又はその保護者の意向その他の状況を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成します。また、計画が適切であるかどうかについては、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証し、見直しを行います。

利用実績は増加傾向にあり、また、障害や相談内容が多種多様化してきていることから、利用者1人あたりに要する時間が増加傾向にあり、相談支援体制の充実を図る必要があります。

（利用児童数）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込 | 119 | 131 | 142 | 158 | 175 | 194 |
| 実績 | 115 | 128 | | | | |

市内7事業所（令和5年10月現在）